

岐阜県庁内保育所運営事業者
プロポーザル募集要項

令和4年3月

岐阜県健康福祉部子ども・女性局
男女共同参画・女性の活躍推進課

岐阜県庁内保育所運営事業者プロポーザル募集要項

県では、男女共同参画の推進や少子化対策に取り組む姿勢を示すとともに、子育てしやすい環境を整備して職員の仕事と家庭の両立を支援し、女性職員の活用・登用や男性職員の育児参画を促すため、岐阜県庁内に事業所内保育所を設置します。

この要項は、岐阜県庁内に設置する事業所内保育所を運営する事業者（以下「事業者」という。）を、プロポーザル方式（企画提案）により選定するため、必要な手続き等について定めたものです。

1 募集の内容

(1) 募集案件

岐阜県庁内保育所運營業務

(2) 業務の目的

岐阜市の事業所内保育事業の認可及び地域型保育給付費の対象施設としての確認を受け、岐阜県職員の子である乳幼児及び県内市町村が入所決定する乳幼児の保育の実施に係る事業所内保育所を適正に運営すること

(3) 業務期間等

協定締結の日から令和12年3月31日まで。ただし、令和5年4月1日から岐阜県庁内保育所を開所するものとする。

2 募集に係る条件等

募集に係る条件等は、別添「岐阜県庁内保育所運営事業者募集に係る条件等」による。

3 応募資格

プロポーザルの応募要件は、次の条件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 役員が次の①又は②のいずれかに該当する者でないこと。

① 破産者で復権を得ない者

② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(3) 次の①から③までのいずれかに該当する者でないこと。

① 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）

② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法

附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)がなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)

- ③ 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされている破産事件に係るものを含む。)
- (4) 県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格指名停止措置を、プロポーザル参加申込日から評価会議(県が別に定める構成員により組織する「岐阜県庁内保育所運営事業者評価会議」のことをいう。以下同じ。)の日までの期間内に受けていないこと。
- (5) 県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (6) 評価会議の日において、岐阜県入札参加資格者名簿(建設工事以外)に登載されている者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 法令等の規定による官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある事業提案を行うにあたっては、当該免許、許可、認可を受けている、あるいは受ける見込みがあること。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (10) 本店及び県内に所在する営業所等が国税及び地方税を滞納していないこと。
- (11) 平成31年度(令和元年度)以降に児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に定める保育所又は同法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第34条の15第2項の認可を受けているもの又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律77号)第2条第6項に規定する認定こども園の運営実績があること。

4 企画提案書の作成

事業の企画に係る企画提案書は、「岐阜県庁内保育所運営企画提案書(様式1)」、「岐阜県庁内保育所運営に係る企画提案書(様式2)」に沿って作成すること。

企画提案書(様式1及び様式2)は、日本工業規格A4縦型(一部A3判資料折込使用可)とする。

様式2においては、「1 法人の体制について」から「6 その他の提案について」までの各大大項目につき、それぞれ4ページ以内とすること。ただし、「7 経営基盤及び運営実績について」については、ページ数の上限を定めない。

企画提案書で使用する言語は日本語とし、通貨は円とする。

5 プロポーザルの手続き等

(1) スケジュール

項 目	日 程
① 募集要項等の公表・配布	令和4年3月1日(火)～3月24日(木)
② 募集要項等に関する質問受付	令和4年3月1日(火)～3月22日(火)
③ 参加申込書受付	令和4年3月1日(火)～3月24日(木)
④ 企画提案書受付	令和4年3月1日(火)～3月31日(木)
⑤ 評価会議	令和4年4月中旬(予定)
⑥ 審査結果の通知・公表	令和4年4月下旬(予定)
⑦ 協定書の締結	令和4年5月(予定)

(2) 募集要項等の公表・配布

募集要項等は、岐阜県ホームページに掲示し、郵送での配布は行わない。

- ① 配布期間：令和4年3月1日(火)～3月24日(木) (閉庁日は除く。)
午前9時30分から午後5時まで
- ② 配布場所：岐阜県健康福祉部子ども・女性局男女共同参画・女性の活躍推進課
(〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1)

(3) 募集要項等に係る質問書の受付及び回答の公表

- ① 受付期間：令和4年3月1日(火)～3月22日(火)
- ② 提出方法：電子ファイル(ファイル形式は、Microsoft Wordとする。)で作成した募集要項等に関する質問書(別紙1)を男女共同参画・女性の活躍推進課の電子メールアドレス(c11234@pref.gifu.lg.jp)に提出(※)すること。その他の方法による質問には回答を行わない。
※ 電子メールの件名に「【質問】岐阜県庁舎内保育所運営事業者募集」と記載すること。
※ 募集要項等に関する質問書(別紙1)を提出した後、後記12の「問い合わせ先及び各種書類の提出先」に届いたことの確認の電話をすること。
- ③ 回 答：質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、岐阜県ホームページ内にて公開する。
<https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/bid/203372.html>

(4) プロポーザル参加申込受付

- ① 受付期間：令和4年3月1日(火)～3月24日(木) (閉庁日は除く。)
午前9時30分から午後5時まで
- ② 提出書類

岐阜県庁内保育所運営事業者選定プロポーザル参加申込書（別紙２）

- ③ 提出方法：プロポーザルに参加しようとする者は、５の（４）の②の提出書類を後記１２の「問い合わせ先及び各種書類の提出先」まで持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、必ず５の（４）の①の受付期間内に到着するように送付し、電話等により届いたことを確認すること。

（５）企画提案書等書類の受付

- ① 受付期間：令和４年３月１日（火）～３月３１日（木）（閉庁日は除く。）
午前９時３０分から午後５時まで

② 提出書類

ア 企画提案書

- （ア）岐阜県庁内保育所運営企画提案書（様式１）
（イ）岐阜県庁内保育所運営に係る企画提案書（様式２）

イ 法人に関する書類

- （ア）法人概要書（様式３）
（イ）履歴事項全部証明書（提出日において発行日から３０日以内のもの）
（ウ）直近３事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの

ウ 社会的課題への取り組み状況（様式４）

エ 誓約書（様式５）

オ その他企画提案内容の説明に必要な資料

③ 提出部数

８部（正本１部、副本７部）

④ 提出方法

５の（５）の②の提出書類を、後記１２の「問い合わせ先及び各種書類の提出先」へ持参又は郵送にて提出すること。なお、提出は紙によるものとし、電子ファイルでの提出は受け付けない。

また、郵送の場合は、簡易書留、特定記録郵便など、配達されたことが証明できる方法とし、届いているかどうかの確認を後記１２の「問い合わせ先及び各種書類の提出先」に電話にて行うこと。

⑤ 注意事項

県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

（６）参加に際しての注意事項

① 失格（無効）事由

次のアからクのいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ア 5の(5)の①の受付期間に提出書類が提出されない場合
- イ 虚偽の内容を記載した書類を提出した場合
- ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 募集要項に記載した条件等を充足しないと認められる場合
- オ 評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- キ 最優秀提案者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ク その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべてプロポーザルに参加した者（以下「応募者」という。）が負うものとする。

③ 複数提案の禁止

複数の企画提案書の提出はできない。

④ 提出書類変更の禁止

5の(5)の①の受付期間経過後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、認めない（軽微なものを除く。）。

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

⑥ 費用負担

5の(5)の②の提出書類の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて応募者の負担とする。

⑦ その他

ア 岐阜県庁内保育所運営事業者選定プロポーザル参加申込書（別紙2）を提出した場合であっても、5の(5)の①の受付期間内に5の(5)の②の提出書類が提出されない場合は、辞退したものとする。

イ 応募者は、5の(5)の②の提出書類の提出をもって募集要項の記載内容に同意したものとする。

ウ 提出した5の(5)の②に掲げる書類は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となる。

エ 5の(5)の②に掲げる書類を提出した後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日（評価会議開催日前日が閉庁日の場合は、その直前の日）までに、岐阜県庁内保育所運営事業者選定プロポーザル参加辞退届（別紙3）を後記12の「問い合わせ先及び各種書類の提出先」に持参又は郵送により申し出ること。

また、郵送の場合は、郵送後、後記の提出先に届いたことを後記12の「問い合わせ先及び各種書類の提出先」に電話で確認すること。

6 評価に関する事項

(1) 評価方法

評価は、県が別に定める構成員により組織する評価会議（岐阜県庁内保育所運営事業者募集プロポーザル評価会議）が行う。

評価会議では、提案者が提出書類に基づきプレゼンテーションを行った上で質疑応答を行い、それらの内容を基に、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価・採点し、審議のうえ最優秀提案者を選定する。

(2) 評価会議

① 開催日・場所

- ・開催日時：令和4年4月中旬（予定）に県の指定した時間に開催する。
- ・開催場所：県が指定する場所（岐阜県岐阜市内を予定）

② プレゼンテーション等の時間

- ・プレゼンテーション 15分間以内
- ・質疑応答 10分間程度

③ 注意事項

- ・開催日時、開催場所及び各応募者の開始時間は、県から通知する。
- ・プレゼンテーションに参加できる人数は、1提案者あたり2名までとする。
- ・評価会議当日、新たに説明資料を追加することはできない。
- ・パソコン、プロジェクター等の機材は使用できない。5の(5)の①の受付期間内に提出した資料のみで、プレゼンテーションを実施すること。
- ・提案者は、他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ・県の指定した時間に遅れた場合は、評価対象としない。

(3) 評価項目及び評価内容

別表「評価基準」のとおり

(4) 最優秀提案者の決定

- ① 各評価会議構成員は、別表「評価基準」に基づき採点を行い、提案者ごとの合計点を比較して順位をつける。
- ② 順位点として、1位には提案者数と同一の点数（例えば、提案者数が5者であれば5点。）、2位以下には順に1点ずつを減じた点数を付与する。
- ③ 各評価会議構成員の順位点を合計し、順位点合計の最も高い提案者を最優秀提案者とする。

- ④ 上記③に関わらず、各評価会議構成員による評価点の合計が満点の 60% (60 点×構成員数) に満たない提案者は選定から除外する。
- ⑤ 順位点合計の最も高い提案者が複数者いる場合は、評価点の合計により決するものとする。なお、順位点及び評価点と同点である者が複数者いる場合は、同者らによるくじ引きにより決するものとする。
- ⑥ 提案者が 1 者のみの場合において、各評価会議構成員による評価点の合計が満点の 60% 以上の場合は、当該提案者を最優秀提案者とし、60% 未満の場合または提案者がいない場合は再度公募を実施することとする。

(5) 結果の通知・公表

選定結果は、選定後、提案者に文書で通知するとともに、岐阜県ホームページ内の以下のページにて公表する。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/bid/203372.html>

なお、電話等による問い合わせには応じない。また、選定結果に係る質問や異議は一切受け付けない。

公表する内容は、以下のとおり。

- ① 最優秀提案者の名称及び評価点
- ② 全提案者の名称及び所在地（申込順）
- ③ 全提案者の順位点及び評価点※（順位点順。提案者の名称は秘匿）
※名称並びに順位点及び評価点の対応関係は明らかにしない。
提案者が 2 者の場合には公表しない。
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 評価会議の構成員の氏名
- ⑥ 最優秀提案者と協定の交渉の相手方が異なる場合は、その理由

7 協定書の締結について

選定された最優秀提案者は県と協議し、業務に係る仕様を確定させたいうで、評価会議でのプロポーザル内容を反映した協定書を別途、県と締結すること。なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において順位点が次に高い提案者（基準点を満たした者に限る。）と協議を行うこととする。

8 使用許可に係る注意事項

事業者は、7 による協定書の締結後、県と詳細を協議の上、行政財産使用許可申請書を提出すること。

9 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 関係法令の遵守

事業者は、児童福祉法、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、その他関係法令を遵守すること。また、保育事業に必要な許認可等は、事業者が取得すること。

（2）業務の一括委託の禁止

事業者は、事業者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で、必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

（3）守秘義務

事業者は、「岐阜県庁内保育所運営事業」を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は当該事業履行のため以外の目的に使用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

1.0 業務の継続が困難となった場合の措置について

協定期間中において、事業者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

（1）事業者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

事業者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は協定を解除し、事業者は「使用許可物件返還届」を県に提出するものとする。この場合、県に生じた損害は、事業者が賠償するものとする。

（2）その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び事業者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ事前に書面で通知することにより、協定を解除することができるものとする。協定が解除された場合、事業者は「使用許可物件返還届」を県に提出するものとする。

（3）次期事業者への業務の引継ぎ

事業者は、理由の如何を問わず、業務の継続が困難となった場合には、県が行う次期事業者選定に協力するとともに、選定された者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるようにその引継ぎを行い、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとする。

1.1 その他

最優秀提案者が、県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、評価会議の日から協定締結の日までの期

間内に受けた時は、当該最優秀提案者と協定は締結しないものとする。また、協定締結後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、事業者による業務を中止させて、原則として協定を解除するとともに、行政財産目的外使用許可を取り消すこととする。

1 2 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1（県庁10階）

岐阜県健康福祉部子ども・女性局男女共同参画・女性の活躍推進課企画係

TEL：058-272-8237（午前9時30分から午後5時まで）

FAX：058-278-2611

電子メールアドレス：c11234@pref.gifu.lg.jp